

第 29 号議案

亀岡市上水道事業給水条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市上水道事業給水条例（昭和 33 年亀岡市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 11 月 25 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市上水道事業給水条例（昭和 33 年亀岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改め、同項の表 3 給水面積加入金の項中「給水対象敷地面積」を「新規給水加入金又は生産用水加入金に加え、給水対象敷地面積」に改め、同表 4 水道未普及地域加入金の項中「前 3 項」を「上記の区分」に改める。

第 14 条の 4 中「各戸」を「、各戸」に改める。

第 16 条の 2 中「原因者」を「、原因者」に改める。

第 20 条第 2 項中「過不足」を「、過不足」に改める。

第 23 条第 3 項中「その」を「、その」に改める。

第 28 条第 1 号中「引き続いて」を「、引き続いて」に改める。

第 31 条第 1 項中「検査の結果」を「、検査の結果」に改め、同条第 3 項中「これを」を「、これを」に改める。

第 33 条第 1 項及び第 2 項、第 37 条並びに第 37 条の 2 中

「100分の105」を「100分の108」に改める。

第44条第1項中「適当な」を「、適当な」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市上水道事業給水条例第33条第1項及び第37条の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の亀岡市上水道事業給水条例第33条第2項及び第37条の2の規定は、平成26年4月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例による。

亀岡市上水道事業給水条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 水道料金、加入金等について、消費税引上げに対応するため、
所要の規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、
この条例による改正後の第33条第1項及び第37条の規定は、
平成26年6月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の
検針に係る料金については、なお従前の例によること。また、こ
の条例による改正後の第33条第2項及び第37条の2の規定は、
平成26年4月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適
用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお
従前の例によること。